

※協会のうごき

R 8年 2月

- 5日 第54回秋田県工業系高校生徒による建築設計作品コンクール審査会(秋田市文化創造館)
- 6日 秋田県建築士事務所協会新年交流会(ANAクラウンH)
- 7日 作品コンクール表彰式(花田専務理事)
- 10日 建築士定期講習会(秋田テルサ)
- 12日 秋田県鐵構工業協同組合新年会(村田会長)
- 18日 広報あきた杉担当部会
- 19日 第5回耐震診断判定委員会事前審査(本荘CP)
- 25日 理事会
- 27日 第5回耐震診断判定員会(本荘CP)
耐震診断・改修等推進ネットワーク委員会(東京:原田理事)



R 8年 3月(予定)

- 7日 参議員議員石井ひろおを励ます会(村田会長)
- 9日 (公財)秋田県木材加工推進機構理事会(村田会長)
- 11日 技術委員会BIM推進担当部会
- 16日 中央支部理事会
- 19日 淡路孝次氏旭日小綬章受章を祝う会(村田会長)
- 27日 建築物木材利用促進協定締結式
- 30日 理事会



■■■ 第5回 理事会(Web併用) 報告 ■■■

◎日時 令和8年2月25日(水)13:30~

◎場所 協会事務室

◎出席 理事8名 Web4名 監事2名

◎報告事項

- ①日事連関係報告(常任理事会、正副会長会議・全国会長会議
北東ブロック協議会会長会議・教育情報委員会)
- ②建築士事務所キャンペーン報告
- ③木材利用提案コンクール・ウッドファーストあきた木材木質化
建築賞報告
- ④BIM研修会報告
- ⑤住宅紛争処理支援セミナー報告
- ⑥建築物木材利用促進協定締結について報告
- ⑦建築士定期講習会報告
- ⑧秋田県工業系高校生徒による建築設計作品コンクール報告
- ⑨建築士試験制度の改正等に関する陳情書について
- ⑩委員会報告(広報あきた杉担当・賛助協力・青年住宅コンクール
耐震診断判定委員会)

◎協議事項

- ①令和7年度収支計算書、事業(見込み)について
- ②令和8年度収支予算書(案)について
- ③令和8、9年度協会運営について
- ④会員の異動について
入会→Nexus Arch Create(株)一級建築士事務所(正会員県南支部)
退会→坂本寿克建築研究所(正会員県北支部)
(株)佐々木建築設計事務所(正会員中央支部)
(有)エスコ(協力会員)

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

国土交通省HPに以下が公表されましたのでお知らせします。

○令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価について
~対前年度比4.3%の引き上げ~
https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001297.html

令和7年度に実施した設計業務委託等給与実態調査に基づき、設計業務委託等技術者単価を決定し、令和8年3月から適用します。

←協会HPに詳細について掲載しております→等により周知を行う。

令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者

単価の運用に係る特例措置について 秋田県建設部長
令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価については令和8年2月以前単価に比して全職種平均で4.3%程度上昇しており国土交通省の「令和8年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」及び「令和8年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の決定に関連する建設コンサルタント等業務等における入札契約手続き等の処理方針について」による通知を踏まえ、県としての特例措置について、必要事項を定める。

1 方針

公共事業の積算は、できる限り市場の実勢を適切に反映して作成されなければならない、積算に早期に適用する必要がある。

2 対応

令和8年3月1日以降に契約を締結する業務委託のうち、予定価格の積算に当たって旧技術者単価及び旧労務単価(※)を適用したものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更するものとする。

※旧労務単価:令和8年2月以前に適用している公共工事設計労務単価

変更後の業務委託料=P新×k

この式において、P新及びkはそれぞれ以下を表すものとする。

P新:新技術者単価、労務単価(※)及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k:当初契約の落札率

※新労務単価:令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

3 積算方法

特例措置を適用する設計書において、当初契約日の属する月の単価を適用する設定を行い、P新を算出する。

4 手続き方法

業務打合簿で特例措置に係る協議を行う。この際、特例措置に基づく概算額を明記する。

※通常の業務打ち合わせ・協議記録簿は、作成者が受注者となっているため、様式を今回の特例措置に合わせた内容としている。

○上記業務打合簿を取り交わした後、契約事項第18条により通知し、変更契約する。

※業務委託の場合は、土木と建築・営繕の違いは無し。

5 その他

(1)変更契約の時期

この特例措置に基づく受注者との変更契約は、各積算システムへの単価実装後、速やかに締結すること。

(2)予定価格の積算に当たって使用する技術者単価の明示について

○令和8年3月中に公告等を行うものについては、積算に使用している技術者単価及び労務単価の新旧の別を、現場説明書に明示する

○農林水産部及び建設部の発注案件については、令和8年3月中の公告は旧技術者、旧労務単価で統一することとし、電子入札システム

R8年度 建築士定期講習会
会場 秋田テルサ

令和 8年 6月 2日(火)開催予定です!!
(令和8年2月24日(火)から受付開始しております)